

金利優遇定期預金

よなごしんきんで、
年金のお受取・受取予約を
されている方限定！

えび寿600

お取扱開始

令和6年

7月1日(月)より

店頭表示金利に

+ 年 **0.25%**

ご利用いただける方

- 当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方
- 新たに当金庫で公的年金のお受け取り手続きをされた方
- 満55歳以上の公的年金のお受け取りをご予約いただいた方

お預け入れ金額

おひとり様 600万円以内

※えび寿300をご利用の方は、えび寿300と
合わせて600万円までのお預け入れとなります

お預け入れ期間

1年～5年自動継続(元金継続)の
お取扱いとなります

- 金利情勢の変動により、お客様にお断りなく取り扱いを中止、または商品内容を変更する場合があります
- 年金のお振込が無くなった場合は、上記上乗せ利率を適用せず、満期日の店頭表示利率を適用します
- 中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します
- お利息にはマル優を除き、20.315%の税金がかかります



よなごしんきん優遇金利定期預金「えび寿600」商品概要説明書

令和6年7月1日現在

商品名	よなごしんきん優遇金利定期預金「えび寿600」商品概要説明書	
販売対象	当金庫の (1) 公的年金振込指定顧客（新規・変更を含む） (2) 満55歳以上の公的年金振込指定予約者	
預入期間	・ 定型方式 ・ 1年、2年、3年、4年、5年（2年定期の子定期作成は不可） ※全て元金継続扱いのみ	
預入	①預入方法	・ 一括預入
	②預入金額	1顧客あたり100円～600万円以下（預入単位1円） ※ただし総合口座の場合1万円～600万円以下（預入単位1円） ※えび寿100、えび寿300利用額も含む ※僚店利用額も含む
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。	
利息	固定金利	
	①適用利率	・ 固定金利 ・ スーパー定期の店頭表示金利+0.25% ・ 3年、4年、5年は6ヵ月毎の複利型 ・ 継続日における適用利率は、継続日当日のスーパー定期の店頭表示利率+継続日当日のえび寿600の上乗せ利率とする。（金利情勢によっては、期間中でも変更あり）
	②利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
	③計算方法	・ 預入期間1年、2年：単利型 ・ 預入期間3年、4年、5年：半年複利型
取扱い期間	令和6年7月1日（月）より ※なお、金利情勢の変動によりお客様にお断りなく取扱いを中止、または商品内容を変更する場合があります。	
税金	・ 平成25年1月1日～令和19年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	－	
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ マル優の取扱いは可能です。	
金利情報の入手方法	・ 窓口へご照会ください。 ・ もしくは、当金庫ホームページ上に表示します。	
中途解約時の取扱い	（1）期間1年、2年の場合 満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した利息とともに支払う。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算する。 ※スーパー定期[単利型]に準ずる。 （2）期間3年、4年、5年の場合 満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払う。 ※スーパー定期[複利型]に準ずる。	

苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-475-818）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他の留意事項	・ 本定期預金は当金庫所定の規定により取扱います。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険事故発生の場合には、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります〔当金庫に複数の口座（当座・無利息型普通・別段預金を除く）がある場合には、それらの預金元本（当座・無利息型普通・別段預金を除く）を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。 ・ 金利環境の変化等によりお取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。